

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本総第396号  
宮本情第695号  
平成26年4月1日  
宮城県警察本部長

取調べ予定連絡システム運用要領の制定について（通達）  
この度、取調べ予定連絡システム運用要領を別添のとおり制定したので、適正な運用に努められたい。

## 取調べ予定連絡システム運用要領

### 1 趣旨

この要領は、取調べ予定連絡システム（以下「本システム」という。）の運用に関し、捜査主任官及び取調べ監督官等（取調べ監督官及び取調べ監督補助者をいう。以下同じ。）が、被疑者取調べの予定を的確に把握し、被疑者取調べ監督業務の効率化及び被疑者取調べ状況の管理の徹底を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本構成

#### (1) 機器構成

本システムは、総務部情報管理課に設置するデータベース装置及びこれと外部回線を介して接続する端末装置並びにこれらの用に供するプログラムにより構成する。

#### (2) システム構成

本システムは、取調べ予定登録、取調べ予定検索及び所属別一覧の閲覧・印刷の各業務により構成する。

### 3 運用管理体制

本システムの運用管理体制は、次のとおりとする。

#### (1) 運用責任者

各業務を統括し、本システムの適正かつ円滑な運用を図るため、警察本部に運用責任者を置き、総務部総務課長をもって充てる。

#### (2) 運用管理者

本システムを運用する所属（以下「運用所属」という。）における適正かつ円滑な運用を図るため、運用管理者を置き、所属長をもって充てる。

#### (3) 運用管理補助者

運用管理者を補佐する者として、運用所属に運用管理補助者を置き、警察本部の部に置かれた課等にあつては管理官、次長又は副隊長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

#### (4) 運用担当者

運用責任者を補佐する者として、総務部総務課（以下「総務課」という。）に運用担当者を置き、課長補佐（取調べ監督担当）をもって充てる。

#### (5) 取扱責任者

運用管理者及び運用管理補助者を補佐する者として、運用所属に取扱責任者を置き、警察本部の部に置かれた課等にあつては警部の階級にある警察官の中から運用管理者が指定する者を、警察署にあつては警務課長をもって充てる。

### 4 利用者

本システムの利用者は、次のとおりとする。

#### (1) 警察本部

警察官（総務部（総務課の取調べ監督業務担当者を除く。）、警務部、警察学校及び仙台市警察部に属する者を除く。）

## (2) 警察署

警察官（留置管理課が置かれている所属は、留置管理課員を除く。）

## 5 各業務の機能

本システムを構成する各業務の機能は、次のとおりとする。

### (1) 取調べ予定登録

警察官が、身柄の拘束・不拘束を問わず、被疑者（被疑者になることが予想される者及び被告人を含む。以下同じ。）の取調べを取調べ室（これに準ずる場所を含む。以下同じ。）で行う場合は、本システムに予定年月日、予定時間、取調べ場所、取調べ室、対象者の氏名、性別等の必要事項を入力し、取調べ予定を登録する。

#### ア 登録対象事件

本システムの登録対象事件は、基本書式適用事件及び簡易書式適用事件とし、微罪処分事件は対象外とする。

なお、基本書式適用事件以外の交通法令違反事件（交通切符等適用事件、交通反則切符適用事件及び交通関係特例書式適用事件をいう。）又は簡約特例・特例書式適用の自動車運転過失傷害事件については、被疑者が否認しているものを除き、本システムへの登録を不要とする。

#### イ 登録者

原則として、被疑者取調べに携わる警察官（以下「取調べ官等」という。）が行うものとする。

#### ウ 登録時期

被疑者取調べの予定があるときは、速やかに本システムに登録を行うものとする。

### (2) 取調べ予定検索

#### ア 検索結果の閲覧

検索期間、取調べ場所等の検索条件を指定して、本システムに登録されている取調べ予定を検索し、検索結果を閲覧することができる。

#### イ 予定の修正・削除

本システムに登録された取調べ予定の内容に変更や誤りがあるときに、登録内容の修正又は削除を行うことができる。

#### ウ 検索結果の印刷

取調べ予定の登録状況を把握するため、検索結果を印刷することができる。

### (3) 所属別一覧の閲覧・印刷

所属ごとの取調べ予定を把握するため、取調べ予定年月日、取調べ場所等を選択して所属別一覧を閲覧し、印刷することができる。

## 6 運用時間

本システムは、24時間運用とする。ただし、保守等のため運用を停止する必要がある場合は、この限りでない。

## 7 検索に関する記録及び出力資料の取扱い

検索に関する記録及び出力資料の適正な取扱いについては、「宮城県警察情報管

理システム運用管理要綱の改正について（通達）」（平成23年6月20日付け宮本情第645号）等に定めるところにより、万全を期さなければならない。

## 8 情報セキュリティ

本システムの情報セキュリティについては、宮城県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年宮城県警察本部訓令第16号）のほか、宮城県警察における警察情報セキュリティポリシーについて規定した訓令、通達等に定めるところにより取り扱うものとする。

## 9 端末装置の操作

利用者は、取調べ監督業務の遂行以外の目的で端末装置を操作して検索、出力等を行ってはならない。

## 10 障害時の措置

本システムに障害を認めたときは、総務課取調べ監督室に速報し、適切に措置するものとする。

### 11 指導教養

捜査主任官、取調べ監督官等は、本システムを適正かつ効率的に運用するため、取調べ官等に対する指導教養を行うものとする。

### 12 その他

この要領に定めるもののほか、本システムの運用に関し必要な細目的事項は、別に定める。